

協議第7号

特別職の身分の取扱いについて

- 1 常勤の特別職(教育長を含む。)の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
- 2 常勤の特別職(教育長を含む。)に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。
- 3 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。

平成15年12月4日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道